

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年11月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで

昭和49年3月に国民年金の任意加入被保険者として加入手続を行ったが、54年4月に被保険者資格喪失を申し出た記憶はない。

申立期間の国民年金保険料は、市役所又は金融機関の窓口で納付していたと思う。

申立期間が国民年金の未加入及び保険料未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、日本年金機構によると、申立人の昭和61年4月1日の国民年金資格取得のオンラインシステムへのデータ入力処理は、63年3月24日に行われている上、申立人の所持する年金手帳が同年2月29日に再交付されていることが確認できることから、申立人は、同日に61年4月1日付けで国民年金被保険者資格取得届を提出したものと考えられ、この時点において、申立期間②の国民年金保険料は、過年度納付が可能である。

また、オンライン記録により、申立人が申立期間②の直後の昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、A市の被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人の夫は、申立期間②を含む昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を63年2月29日に過年度納付していることが確認できる。

一方、申立期間①については、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記

録により、申立人が昭和 54 年 4 月 28 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した後、同年 12 月 24 日に国民年金の任意加入被保険者として再加入していることが確認でき、申立期間①中に国民年金に加入したとする記録は無く、申立期間①は国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間①に係る国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間①の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月から同年 9 月まで
平成 15 年 4 月から同年 9 月まで A 社に勤務していたが、勤務した期間について厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月から同年 9 月まで A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録及び A 社が保管する労働者名簿により、申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 4 月 28 日から同年 7 月 3 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、A 社が保管する申立人に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によると、平成 15 年 4 月 28 日から同年 7 月 3 日までの期間において、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同社は、申立人は前述の期間以外は同社に勤務していない旨回答している。

さらに、B 市からの回答により、申立人の平成 15 年分の確定申告書において、社会保険料控除として厚生年金保険料が申告されていることが確認できない上、申立期間は、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人が記憶する複数の同僚は、申立人が A 社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については分からない旨回答している。

その上、A 社に係るオンライン記録によると、申立期間中に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。